

【アンチ・ドーピング諸規則に関する変更点（要約）】

1. 2016年禁止表国際基準の変更点

<常に禁止される物質と方法（競技会（時）および競技会外）>

S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質

3. 絨毛性ゴナドトロピンおよび黄体形成ホルモン放出因子（例示変更）

「変更前」

男性における絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)およびそれらの放出因子[ブセレリン、ゴナドレリン、トリプトレリン等]（2015年）

「変更後」

男性における絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)およびそれらの放出因子[ブセレリン、ゴナドレリン、リユープロレリン等]（2016年）

S4. ホルモン調整薬および代謝調節薬

5. 代謝調節薬（文言追加：全てのインスリン受容体作動薬を含むため）

5.2 インスリン類（2015年）

→ 5.2 インスリン類およびインスリン模倣物質（2016年）

5.3 メルドニウム（ミルドロネート）

（項目追加：競技力向上の目的で競技者によって使用された事実があるため）

S5. 利尿薬および隠蔽薬

（文言追加：炭酸脱水酵素阻害薬の眼科用使用が許可されることが明確化）

「変更前」

ドロスピレノン、パマブロムおよび局所使用のドルゾラミドおよび
ブリンゾラミド（2015年）

「変更後」

ドロスピレノン；パマブロム；および眼科用に使用される炭酸脱水酵素阻害薬
（ドルゾラミド、ブリンゾラミド等）

<競技会（時）に禁止される物質>

S6. 興奮薬

クロニジンが許可物質となった。

<特定競技において禁止される物質>

P1. アルコール

禁止している競技連盟から「国際モーターサイクル連盟（FIM）」を除外

<監視プログラム>

- ・ メルドニウムは監視プログラムより削除され、禁止表へ追加。
- ・ ヒドロコドン、モルヒネ/コデイン比およびタペンタドールは監視プログラムより削除。

※WADA code（2016年版）の詳細につきましては、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイトから確認してください。

日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.playtruejapan.org>